（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第十六条の二　救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一　当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二　入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三　入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四　当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第二十二条中「第十五条まで」の下に「及び第十六条の二」を加える。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正）

第四条　婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第十四条の二　婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一　当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二　入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三　入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四　当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

（里親が行う養育に関する最低基準の一部改正）

第五条　里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第九条の二　里親は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一　当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「委託児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二　委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三　委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四　当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第六条　障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第三十八条の二　指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一　当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二　利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三　利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四　当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

（障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第七条　障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第三十三条の二　障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一　当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二　利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三　利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四　当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第八条　児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第三十一条の二　指定知的障害児施設は、当該指定知的障害児施設の設置者が障害児に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一　当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二　障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三　障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四　当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

第六十条中「、第四十一条から」を「及び第四十一条から」に改める。

第六十八条第一項中「、第三十六条」を「及び第三十六条」に改める。

第八十条第二項中「第三十四条まで」を「第三十一条まで、第三十二条から第三十四条まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の七中「令」を「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）」に改める。

第六十五条の二第一項及び第六十八条第二項中「令」を「職業能力開発促進法施行令」に改める。